

福岡市観光振興条例の施行状況に関する 検討委員会資料

令和5年5月29日

- 1 福岡市観光振興条例について**
 - (1) 福岡市観光振興条例の制定及び宿泊税制度創設の経緯**
 - (2) 現行の宿泊税制度の概要**
 - (3) 福岡市観光振興条例の施行状況検討の趣旨**
- 2 福岡市の観光を取り巻く現状**
- 3 これまでの観光施策の成果**
- 4 今後の行政需要**
- 5 宿泊税制度について**

(1) 福岡市観光振興条例の制定及び宿泊税制度創設の経緯

福岡市観光振興条例は、平成30年に福岡市議会（有志議員）が、福岡市の今後の観光振興の方向性やその財源について、受益と負担の関係、安定的な確保等の様々な観点から検討を行い、同年9月議会において、可決・成立したものである。その後、令和元年6月24日に宿泊税の課税に関し必要な事項を定めた福岡市宿泊税条例案が可決された。

福岡市観光振興条例及び福岡市宿泊税条例は令和2年4月1日から施行され、観光振興条例に定める基本理念にのっとりた施策を宿泊税を財源として実施することで、福岡市の観光振興を推進している。

<参考> 条例施行までの流れ

平成30年	9月14日	福岡市観光振興条例	可決・成立
	10月3日	第1回 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会	
	10月24日	第2回 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会	
	11月27日	第3回 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会	
	11月28日	福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 報告書提出	
令和元年	6月24日	福岡市宿泊税条例	可決・成立
	11月15日	法定外目的税の新設にかかる総務大臣の同意	
令和2年	4月1日	福岡市観光振興条例	施行
		福岡市宿泊税条例	施行

＜参考＞福岡市観光振興条例

（観光産業の振興）

第6条 市長は、観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策を講ずるものとする。

（受入環境の整備）

第7条 市長は、国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（観光資源の魅力の増進等）

第8条 市長は、国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

（MICEの振興）

第9条 市長は、MICE（国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。以下同じ。）の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策を講ずるものとする。

（持続可能な観光の振興）

第10条 市長は、宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策を講ずるものとする。

（財源の確保）

第11条 市長は、この条例に基づく施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 前項に規定するもののほか、宿泊税については、別に条例で定める。

(2) 現行の宿泊税制度の概要

➤ 納税義務者等

宿泊税は、宿泊施設(※)において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課す。

※宿泊施設・・・旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く）に係る施設（ホテル、旅館等）又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（いわゆる違法民泊を含む）

➤ 税率

宿泊料金(宿泊者1人1泊)	税率	内訳
2万円未満	200円	福岡市 150円
		福岡県 50円
2万円以上	500円	福岡市 450円
		福岡県 50円

福岡県が市内の宿泊施設に県宿泊税を課す場合、県宿泊税の賦課徴収は市が併せて行う。

※県宿泊税の徴収方法の特例等

➤ 徴収方法及び特別徴収義務者等

宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収するものとし、特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者等とする。

➤ 特別徴収義務者の申告納入等

特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき宿泊税に係る納入申告書を提出するとともに、納入書によって納入金を納入しなければならない。

ただし、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であるなど、所要の要件を満たす場合は、3箇月ごとに申告・納入することができる。

(3) 福岡市観光振興条例の施行状況検討の趣旨

福岡市観光振興条例の附則において、条例の施行後3年を経過した場合は、条例の施行状況について検討を行うよう定められている。

このため、外部の有識者による検討委員会を設置し、本条例に定める施策の実施状況や、これらの施策の財源となる宿泊税制度について意見を求めるもの。

<参考> 福岡市観光振興条例 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

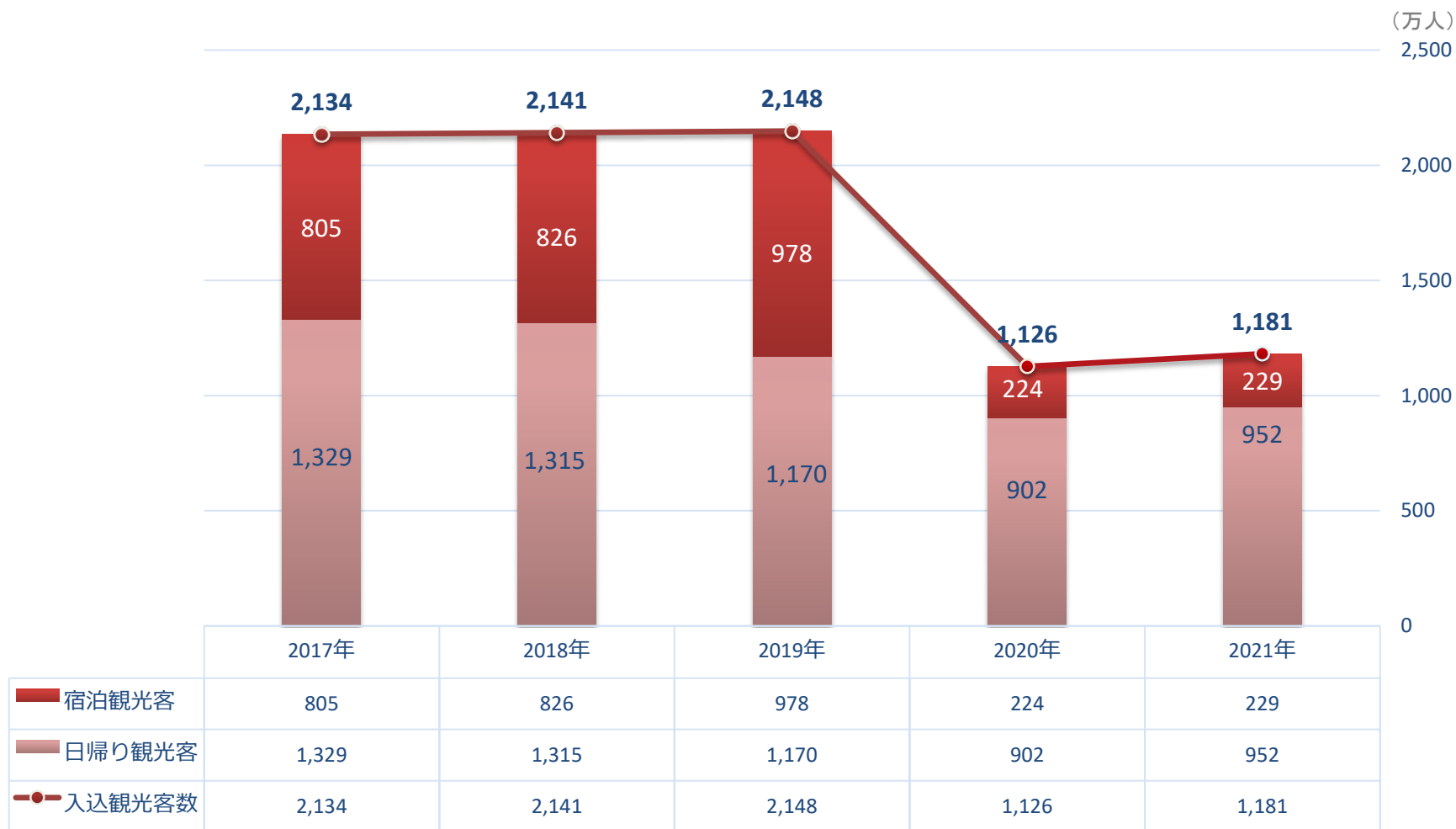
(令和元年規則第48号により令和2年4月1日から施行)

(検討)

- 2 **市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。**

福岡市における入込観光客数（推計）の推移

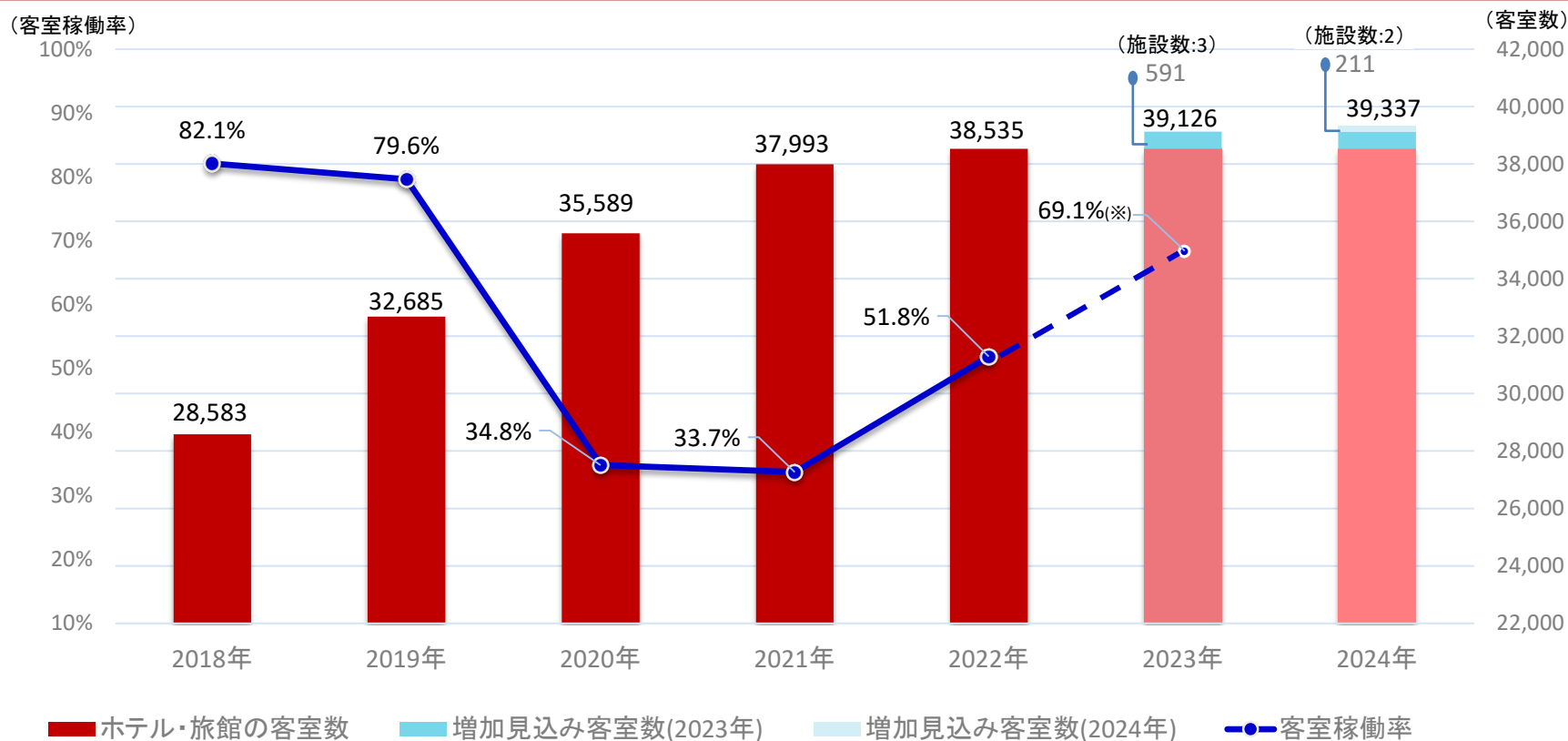
- 令和元(2019)年まで、**8年連続で過去最高**を更新
- 令和2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症の影響で**大幅に減少**しているが、令和3(2021)年は、**緩やかな回復基調**



資料：福岡市観光統計

福岡市におけるホテル・旅館の客室数及び客室稼働率の推移

- ホテル・旅館の客室数は、毎年増加
- 客室稼働率は 令和元(2019)年までは、**高水準で推移**
令和2(2020)年は、新型コロナウイルスの影響により **大幅に減少** したものの、
令和4(2022)年は、**回復基調**
(参考) 令和5(2023)年2月速報値 **74.3%**



資料 (客室稼働率) : 観光庁「宿泊旅行統計調査」

※2023年については、1月～2月平均

資料 (客室数) : 「福岡市内旅館施設一覧表」詳細は次頁

※増加見込みについては、あくまでも計画段階のものであり、増減することがありうる。(経済観光文化局調べ)

福岡市の宿泊施設数等（各年12月末時点）

（単位：軒、室、人）

区分	ホテル・旅館			簡易宿所			合計			(参考)民泊 数(件)
	数(軒)	客室数	定員数	数(軒)	客室数	定員数	数(軒)	客室数	定員数	
2018年	306	28,583	48,562	251	1,205	7,519	557	29,788	56,081	560
2019年	522	32,685	60,620	234	1,188	7,820	756	33,873	68,440	932
2020年	577	35,589	69,937	176	851	6,550	753	36,440	76,487	741
2021年	549	37,993	75,702	106	622	5,227	655	38,615	80,929	564
2022年	513	38,535	77,804	95	581	4,926	608	39,116	82,730	491

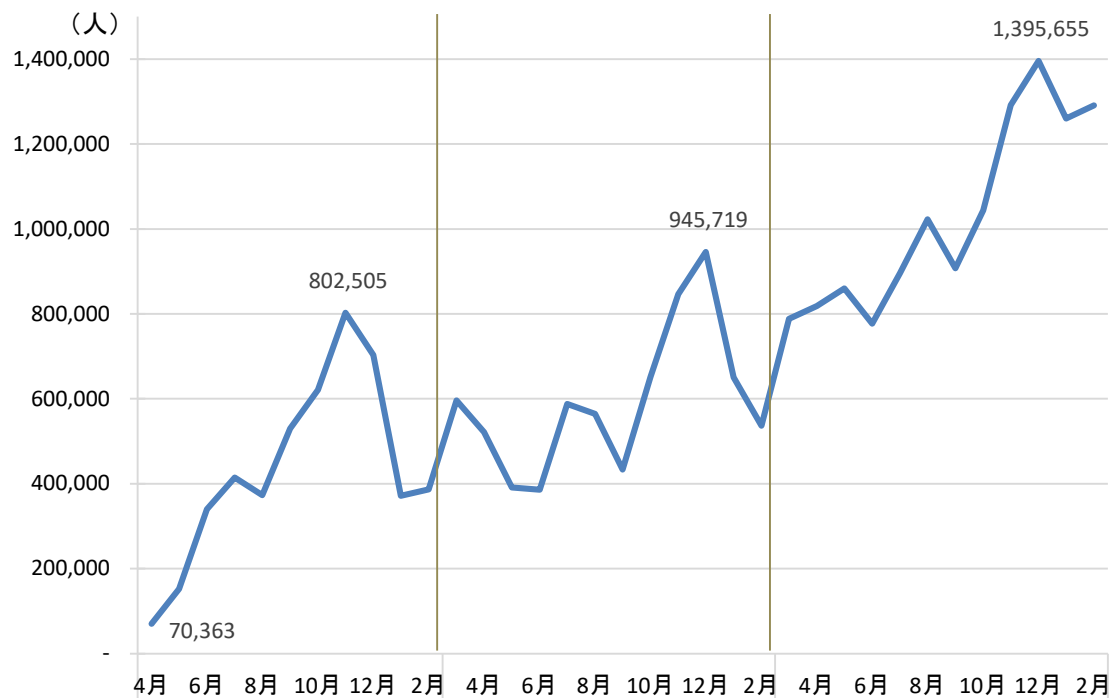
※福岡市が営業を許可している宿泊施設のうち、旅館業法の分類によるホテル・旅館・簡易宿所を集計したもの。（資料：「福岡市内旅館業営業許可施設一覧」）
下宿営業、社員寮や保養所、風俗関連営業を除いた施設を対象として集計している。社員寮・保養所のうち一般客受入のある施設は、ホテル・旅館に含めている。

※民泊件数は、住宅宿泊事業法に基づく届出件数。

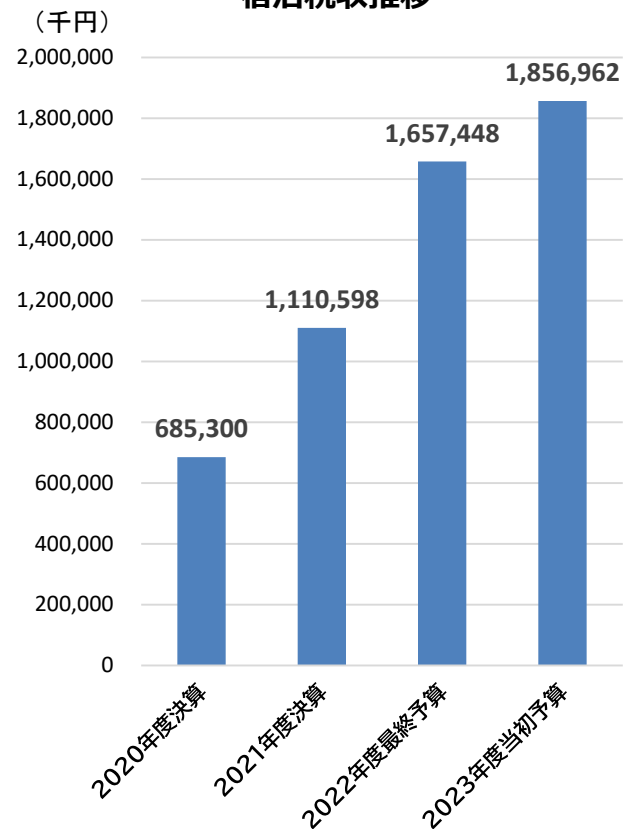
宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税収の推移

- 宿泊者数および宿泊税収ともに、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、**大幅に減少**していたものの、令和4(2022)年度にかけて **回復基調**

宿泊者数推移



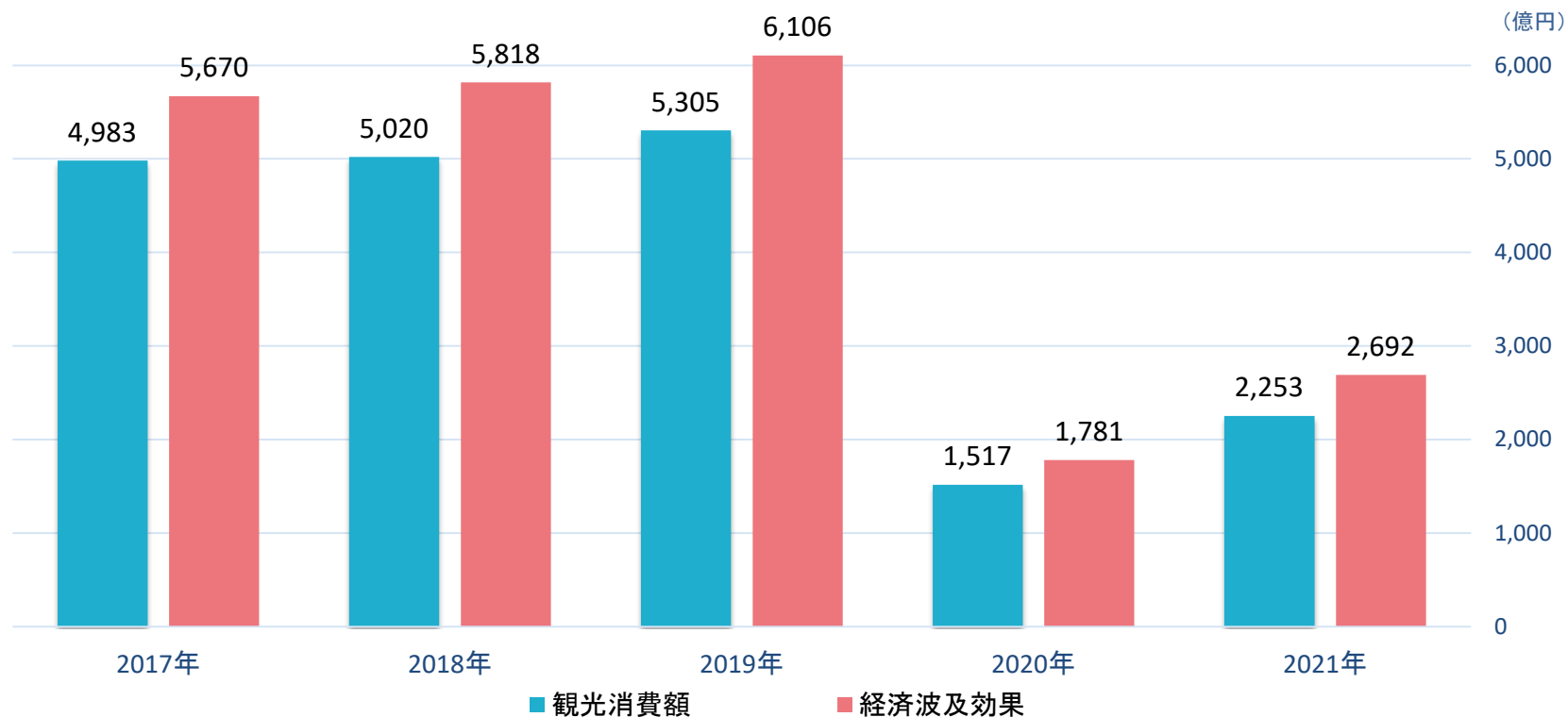
宿泊税収推移



税率	2020年度	2021年度	2022年度
200円	4,699,227	7,043,646	12,172,396
500円	65,320	66,778	177,439
合計	4,764,547	7,110,424	12,349,835

観光消費額・経済波及効果（推計）の推移

- 観光消費額（推計）は令和元(2019)年まで順調に増加していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で **大幅に減少**
- 令和3(2021)年は、日帰り入込観光客の観光消費額単価の増に伴い、**観光消費額が増加**



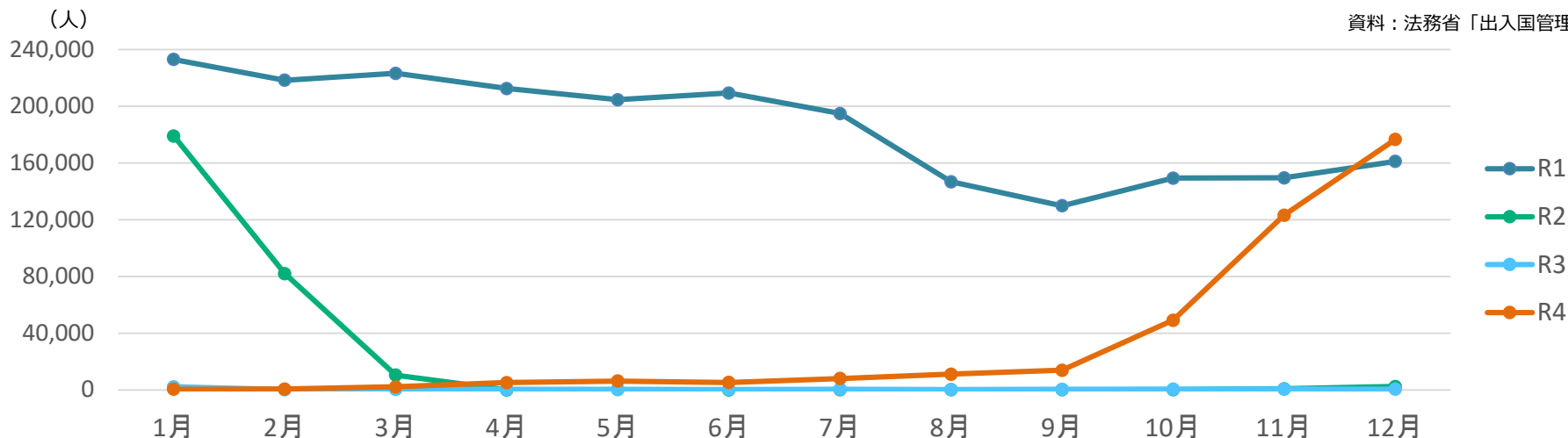
※ 2019年から2020年の経済波及効果は、2015年産業連関表を使用。観光客の消費構成を下記の資料から推計したもの。
2016年から2018年の経済波及効果は、2011年産業連関表を使用。観光客の消費構成を下記の資料から推計したもの。

国内観光客の消費構成：観光庁「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」
訪日外国人の消費構成：観光庁「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」
経済産業省、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局)
「地域経済分析システム (RESAS)」外国人消費の構造

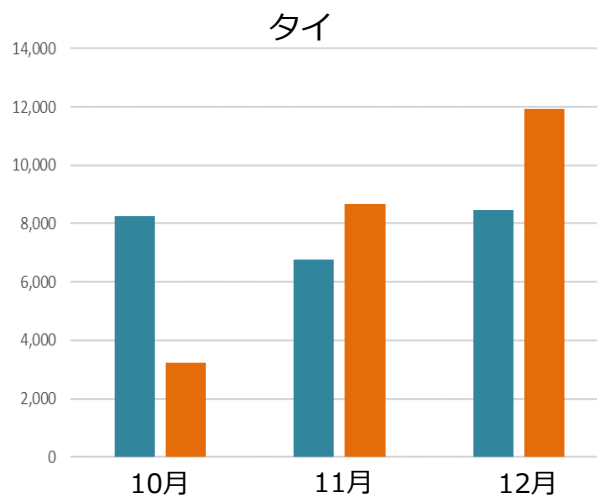
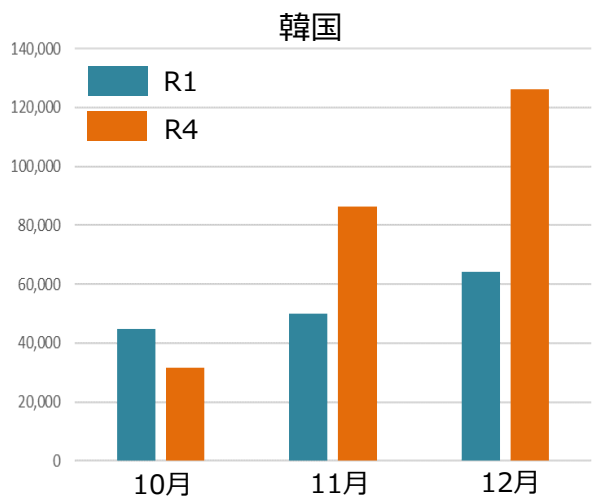
資料：福岡市観光統計

福岡市の外国人入国者数（福岡空港・博多港）の推移

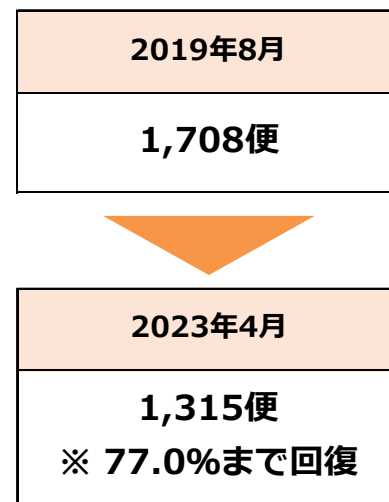
- 令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少していたものの、外国人観光客の個人旅行が解禁された令和4(2022)年10月以降は順調に回復



<参考> 国別の回復状況



<参考> 福岡空港国際線便数



福岡市の観光・MICEのロードマップ

	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)
大規模イベント等	★国際クルーズ再開 ↔ ★世界水泳 ○G7サミット(広島)	↔ ★福岡・大分デスティネーションキャンペーン(JR)	←→ ○大阪万博 ○世界陸上(東京)
大規模学会	◆リウマチ学会総会(4月) ◆日本リハビリテーション医学会(6月) ◆日本心血管インターベンション治療学会(8月)	◆日本癌治療学会(10月) ◆日本分子生物学会(11月)	◆アジア太平洋リウマチ学会議(9月)
大型施設開業	○地下鉄七隈線延伸開業 ○油山市民の森等順次リニューアル ○ザ・リッツカールトン福岡開業		○拠点文化施設開館 ○福岡空港第2滑走路供用開始

入込観光客数

2025年
(目標値)
2,300万人

インバウンド回復

観光庁
訪日観光客について
2025年にコロナ禍
前と同水準に回復
させる目標を設定

「観光・MICE推進プログラム」（令和2年度～令和4年度）に基づく観光施策の実施

福岡市ではこれまで、福岡市観光振興条例に定める「市長が講ずる施策」について、その取組みの方向性を示した「観光・MICE推進プログラム（以下「プログラム」という。）」を策定し、施策を推進してきた。

福岡市観光振興条例（市長が講ずる施策）

- ・ 観光産業の振興（第6条）
- ・ 受入環境の整備（第7条）
- ・ 観光資源の魅力の増進等（第8条）
- ・ MICEの振興（第9条）
- ・ 持続可能な観光の振興（第10条）

プログラム（取組みの方向性）

- 九州のゲートウェイ都市機能強化
- 2020年以降の大型MICE開催等の集客拡大への対応
- 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

観光・MICE推進プログラム（令和2年度～令和4年度）に基づく観光施策の成果

(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化

【1-1 MICE施設をはじめとする都市機能強化】

- マリンメッセ福岡B館を整備することで、供給不足による機会損失の解消と将来の需要回復を見据えた都市機能強化が進んだ。
- 観光客や市民が立ち寄る店舗やサービス提供施設に対して感染対策を支援し、安全安心に配慮したまちづくりを促進した。



＜マリンメッセ福岡B館＞

【1-2 市発着の九州周遊観光の推進】

- 九州の自治体等と連携し、歴史・自然・食などのテーマを設定した九州周遊観光の魅力をホームページやSNSなどで発信した。
- 福岡都市圏の自治体等と連携し、福岡市内に宿泊する修学旅行やバスツアーの受入れ等に取り組んだ。
(支援件数 貸切バス代支援：1,239台、体験学習プログラム支援：11,015人)
- 公衆Wi-Fiスポットを観光関連施設や地下鉄駅等で拡充し、広域観光情報の発信を行うなど、観光客や市民の利便性向上を図った。



＜修学旅行での人力車体験＞

【1-3 デジタルマーケティングによる観光振興の強化】

- ビッグデータを活用した人流動態や興味関心を分析し、市内観光関連事業者向けセミナーを開催することで、ビジネスチャンスに繋がる取組みを進めた。
(セミナー参加者数：241人)



＜台湾向けプロモーション動画＞

(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化

<参考> マリンメッセ福岡A館B館併用催事の開催

- マリンメッセ福岡A館B館を併用して実施した催事 **開催件数 9件、合計入場者数 約15万人**



<「モノづくりフェア2022」会場内の様子>

『福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会』

観光・MICE推進プログラム（令和2年度～令和4年度）に基づく観光施策の成果

(2) 2020年以降の大型MICE開催等の集客拡大への対応

【2-1 大型MICEでの魅力発信と更なるMICE誘致】

- MICE主催者や施設に対してハイブリッド開催等に係る支援を実施し、受入環境の充実を図った。（支援件数 主催者：232件、MICE施設：34件）
- MICE開催におけるSDGsに資する取組みの支援や、オンラインを活用したセールス活動及び誘致活動を実施し、国内外のMICEを誘致した。
（誘致件数 国内コンベンション：133件、国際コンベンション：61件）



＜ハイブリッド型MICE支援＞

【2-2 集客拡大に伴う受入環境の充実】

- 世界水泳選手権に向けた来訪者向けサイトの制作や、多言語対応の飲食店等を「おもてなし店舗」（登録店舗数：521件）として認証し、情報発信を行った。
- ヴィーガンセミナー等の実施により食のユニバーサル対応を促進した。
（セミナー参加者数：飲食関係者 約100人）



＜おもてなし店舗の情報発信＞

【2-3 歴史・文化資源を活用した観光振興】

- 「博多旧市街プロジェクト」において、エリア観光を推進した。
 - ・まちなみ装飾の灯籠設置や地下鉄祇園駅構内のイラスト装飾を実施
 - ・地元事業者と連携し、魅力ある宿泊・体験・お土産を看板商品として認定
- 福岡城において昼夜を問わず訪れられるよう夜間照明を整備。
- 生の松原元寇防塁における駐車場整備。
- 「Fukuoka Art Next」と連携した文化観光の推進。



＜博多旧市街の装飾(灯籠)＞



＜博多旧市街口(祇園駅)装飾＞

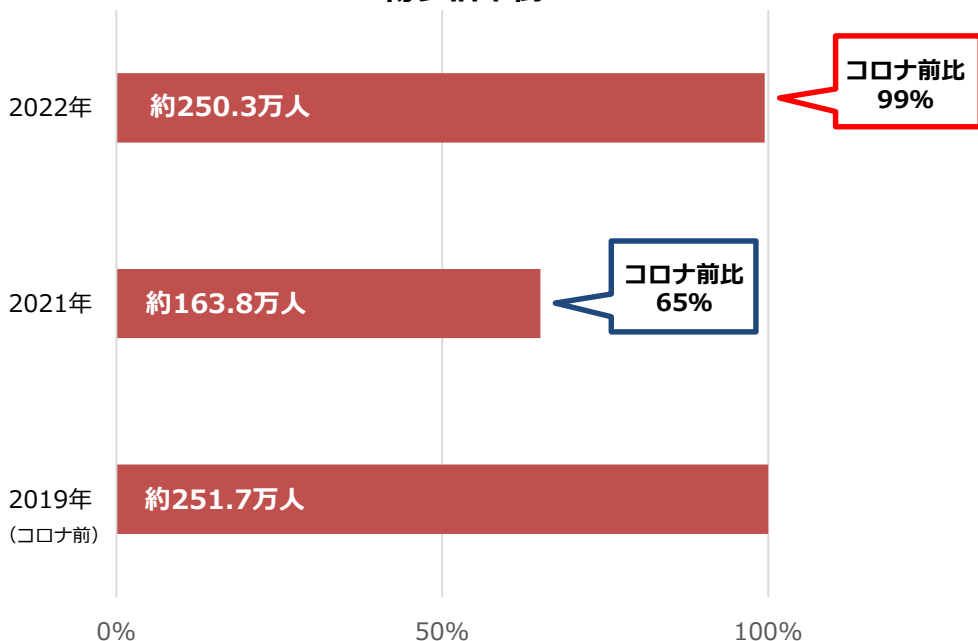
(2) 2020年以降の大型MICE開催等の集客拡大への対応



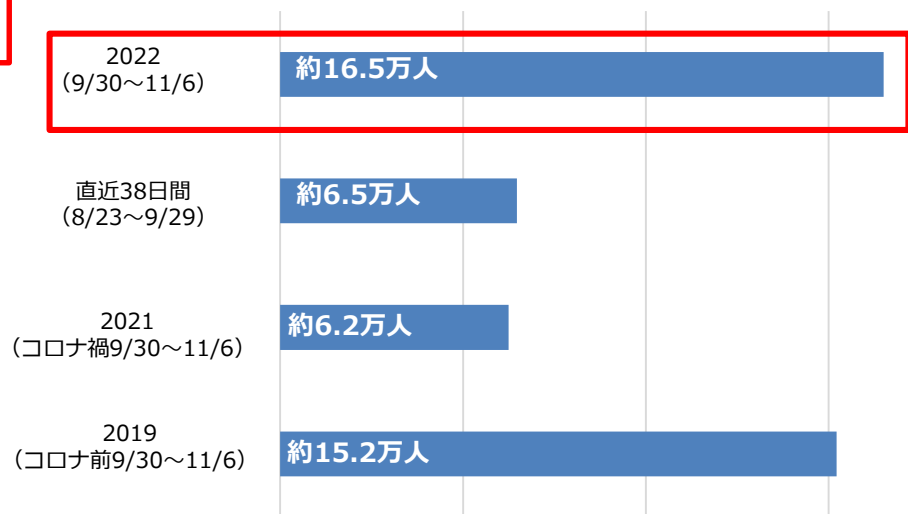
<参考> 博多旧市街プロジェクトの来訪者数

- 令和4（2022）年の来訪者数は、コロナ前（2019年）並に **ほぼ回復**
- 博多旧市街フェスティバルの実施により、来訪者数は直近の期間の **2倍以上**
コロナ前の同期間と比較しても、**増加**

博多旧市街



博多旧市街フェスティバル期間中の各会場への延べ来訪者数



期間：2022年9月30日～11月6日（38日間）
 ※コロナ前（2019年同日）及びコロナ禍（2021年同日）直近の38日間（8月23日～9月29日）を比較

KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer」を活用し、各エリアの来訪者数を計測
 ※抽出条件：（対象者）7～24時の時間帯に60分以上滞在した方の総数
 ※2019年1月～4月までのデータは抽出できないため、各年5月以降のデータを可視化
 ※来訪者の定義：各地点から半径約10km以上の地域からの来訪者

スマホアプリのGPSデータを活用し、期間中の来訪者数を計測
 ※抽出条件：発地から500m以上離れ、かつ位置情報ログ（5～15分間隔で取得）が勤務地域ではない同一観光スポット指定メッシュ内に1日2回以上連続で記録された人数をカウント

観光・MICE推進プログラム（令和2年度～令和4年度）に基づく観光政策の成果

(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

【3-1 観光産業の生産性向上】

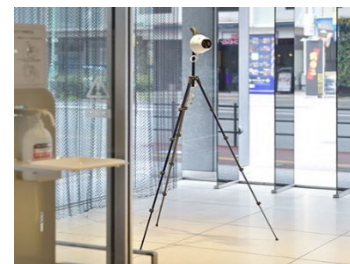
- ▶ 宿泊施設におけるポストコロナを見据えた非対面・非接触などの設備や高付加価値機能の導入を支援し、安全安心の推進と宿泊事業者の生産性向上を図った。
(支援件数 感染症予防：643件、高付加価値化：208件、受入環境充実：173件)
- ▶ 新たな宿泊需要の喚起に繋がるプラン（テレワークプラン、電動レンタルサイクル付き宿泊プラン等）の造成・販売を支援した。
(支援件数：470件)

【3-2 自然など地域資源を活かした観光振興】

- ▶ 「Fukuoka East & West Coast プロジェクト」において、サイクルツーリズムの推進とエリアの魅力向上に取り組んだ。
〔 ・歩道の美装化や無電柱化整備（北崎地区）
・サイクルラックや観光案内板等の設置（志賀島地区） 〕
- ▶ ワークーションの推進に向け、共働して取り組むパートナーを募集するとともに、専用サイトで情報発信を行うなど、ビジネスによる旅行需要の喚起を図った。（パートナー企業：186企業）

【3-3 観光と市民生活との調和】

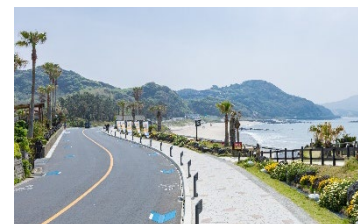
- ▶ 地下鉄博多駅及び天神駅におけるエスカレーター及びエレベーターの整備などを実施し、観光客や市民の利便性向上を図った。
- ▶ サステナブルツーリズムを推進するためのセミナーの開催及びCO2排出量抑制や環境保全に資するモデルツアーを実施し、観光関連事業者のSDGs貢献への機運醸成を図った。（セミナー参加者数：42人）



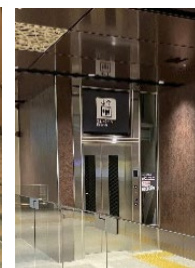
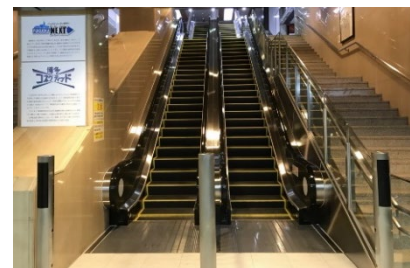
＜A Iサーマルカメラ（ホテルロビー）＞



＜潮見公園展望台フォトスポット＞



＜歩道の美装化・無電柱化＞



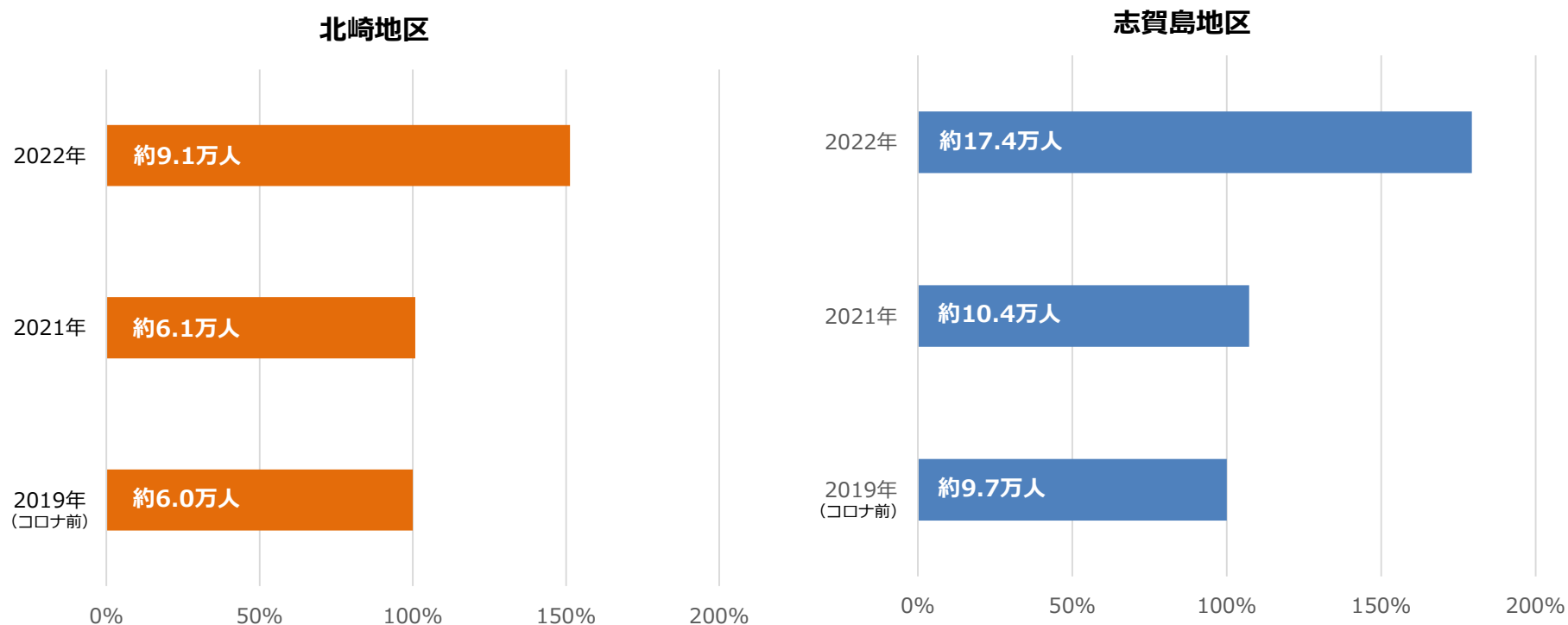
＜左：地下鉄博多駅エスカレーター 右：天神駅東口エレベーター＞

(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進



<参考> Fukuoka East & West Coast プロジェクトの来訪者数

- 令和4（2022）年の来訪者数は、コロナ前（2019年）と比較し、北崎地区は **約1.5倍**、志賀島地区は **約1.8倍** 増加



KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer」を活用し、各エリアの来訪者数を計測

※抽出条件：（対象者）7～24時の時間帯に60分以上滞在した方の総数

※2019年1月～4月までのデータは抽出できないため、各年5月以降のデータを可視化

※抽出範囲：北崎（夫婦岩～ジハングンまでの海沿い周辺）・志賀島（志賀島渡船場～志賀海神社周辺）

※来訪者の定義：各地点から半径約10km以上の地域からの来訪者

宿泊税充当事業一覧

(単位：千円)

事業名	令和2年度決算		令和3年度決算		(参考) 令和4年度予算	
	事業費	充当額	事業費	充当額	事業費	充当額予定額
(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化	386,734	281,734	1,470,245	585,786	945,013	553,160
国内を代表するMICE拠点の形成	312,230	207,230	1,396,086	511,628	780,833	388,980
観光案内機能の強化事業	15,827	15,827	16,473	16,473	13,845	13,845
Fukuoka City Wi-Fiの拡充	58,677	58,677	17,189	17,189	30,197	30,197
デジタルマーケティングを活用した回遊分析			16,133	16,133		
九州広域連携誘客事業			4,662	4,662	10,100	10,100
デジタルサイネージを活用した情報発信の強化			19,701	19,701	31,680	31,680
修学旅行・バスツアー等による周遊観光の推進					78,358	78,358
(2) 大型MICE等の集客拡大への対応	43,146	38,062	41,376	39,992	281,804	253,475
災害時の観光客対応強化事業	3,702	3,702	3,009	3,009	2,814	2,814
博多旧市街プロジェクト	19,536	19,536	10,025	10,025	40,106	39,426
生の松原元寇防塁集客促進事業	10,195	5,111	3,885	3,885	45,800	45,554
繁華街対策事業	9,714	9,714	2,271	2,271		
ポストコロナMICE誘致強化事業			9,826	9,826	27,876	27,876
魅力あるナイトコンテンツの創出			2,361	977	36,180	16,931
文化財を活用した魅力ある観光資源の創出事業			10,000	10,000	54,450	54,450
国際スポーツ大会にあわせた受入環境の充実					19,192	19,192
博物館リニューアル推進事業					43,154	43,154
文化観光推進事業					12,232	4,078

※各項目で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。

宿泊税充当事業一覧

(単位：千円)

事業名	令和2年度決算		令和3年度決算		(参考) 令和4年度予算	
	事業費	充当額	事業費	充当額	事業費	充当額予定額
(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	244,390	61,997	473,864	212,666	620,398	279,398
宿泊事業者受入環境充実の支援	18,985	18,985	8,055	8,055	41,811	41,811
海辺を活かした観光振興事業	6,674	6,674	44,214	44,214	63,821	63,821
海辺を活かした観光振興に向けた道づくり	201,260	18,867	331,668	70,470	450,750	133,750
観光客等の移動円滑化施策の推進	17,471	17,471	74,633	74,633		
持続可能な観光振興の検討			6,414	6,414	25,623	25,623
公衆トイレ環境の向上			8,879	8,879	5,554	5,554
海づり公園を活用した北崎地区活性化事業					32,839	8,839
(4) 宿泊税の賦課徴収に要する経費	80,343	52,009	51,291	28,912	66,089	41,599
(1) ~ (4) の 合 計	754,614	433,803	2,036,776	867,357	1,913,304	1,127,632

※各項目で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。

<参考>新型コロナウイルス感染症関連事業（観光・MICE関連）

福岡県が行う緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、地域経済の維持を図るため、様々な経済支援策を実施した。

- 飲食事業者を対象としたテイクアウト支援や休業要請への協力店舗等への家賃支援など事業継続に向けた支援を実施するとともに、来客用窓口を有する店舗等の空調機の更新や感染症対応機器等の購入費等を支援するなど、安全安心に配慮したまちづくりを推進
 - ・ 地域の飲食店を支えるテイクアウト支援（14,819件）
 - ・ 休業要請への協力店舗等への家賃支援（41,774件）
 - ・ 感染症対応シティ促進事業（8,335件）

- 宿泊事業者、観光関連事業者を対象とした支援事業により観光の需要喚起を図ったほか、宿泊施設における消毒・除菌対応等の安全対策の支援や、ポストコロナを見据えた施設・サービスの高付加価値化及び生産性向上の取組みを支援
 - ・ 宿泊事業者が取り組む感染症予防に対する支援（643件）
 - ・ 宿泊施設の高付加価値化等支援事業（208件）
 - ・ 新たな生活様式に対応した宿泊施設の多様な利用促進事業（470件）
 - ・ 福岡型ワーケーション推進事業（ワーケーション推進パートナー：186企業）

- MICE関連事業者を対象に、ポストコロナを見据えたMICEのあり方に対応した、「MICEのハイブリッド開催支援（ポストコロナMICE支援）」を実施
 - ・ MICEのハイブリッド開催等支援（主催者：232件、MICE施設：34件）

<参考> 宿泊税の円滑な賦課徴収のための取組み

広報を行ったほか、宿泊事業者の特別徴収に係る経費の一部を支援。



柱シート広告：R2
(福岡空港)

壁面広告：R4～
(地下鉄福岡空港駅)



地下鉄車内広告：R2～
(全線)

A4三つ折りリーフレット：R2～
(市内宿泊施設へ配布)

※主な広報媒体の一例

<参考> 宿泊税を活用した事業の報告

宿泊税を活用した事業について、見える化した冊子を作成し、宿泊事業者へ配布。



令和3年度に宿泊税を活用した事業のご報告

福岡市内に宿泊された皆様の宿泊税を、九州のゲートウェイ都市としての機能や観光の魅力をさらに高めるために活用させていただきましたので、ご報告いたします。

「また福岡市にきたい」と思っていただけよう、今後も観光・MICE振興に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお祈いします。



美術館前のデジタルサイネージ



地域資源を活用した
滞在コンテンツの造成



リモート観光案内
(福岡空港国内線)



マリネット福岡B館で開催された
展示会の様子

※実施した事業の内容は次ページ以降にてご報告いたします。

残された課題

(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化

- ウォーターフロント地区における、質の高いMICE開催に資するMICE拠点の形成や、海辺空間を活かした賑わい・憩い空間の創出
- 九州の自治体と連携した、福岡を起点とした周遊ルートの形成による九州全体の観光活性化

(2) 2020年以降の大型MICE開催等の集客拡大への対応

- ポストコロナを見据えた都市のプレゼンス向上や、地域経済の活性化に繋がる質の高いMICEの誘致強化
- 比較的回復の早い展示会などへのターゲット拡大
- 福岡市の強み・魅力である歴史・文化芸術、自然を活かした観光コンテンツの造成
- 「Fukuoka Art Next」、「リバーフロントNEXT」及び「Fukuoka Green NEXT」などの市主要施策と一体となった観光の魅力発信

(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

- 観光産業の持続性と観光需要の分散化の促進
- 地域の魅力の観光資源としての磨き上げ
- 環境に配慮した観光振興
- ワークーション等を活用したビジネスによる来訪機会の創出
- 地域への観光消費拡大
- インバウンドの本格的な再開を見据えた観光客のマナー向上や市民生活に配慮した取組み

令和5年度以降に取り組むべき施策

令和5年度以降の取組みの視点

- ① コロナにより失われた観光・MICE需要の回復
- ② SDGsに資する観光・MICEの推進
- ③ 交流により育まれた魅力ある文化観光の推進
- ④ ビジネス機会の創出によるビジネス目的地としての魅力向上
- ⑤ 観光産業における観光DXの推進

➤ コロナからの回復に向けた取組み

- ・ 地域経済のコロナからの回復とさらなる活性化に向けて、国内外へのプロモーションや新たなコンテンツ造成などにより誘客を促進。
- ・ MICEにおいては、比較的回復が早く集客性のある展示会などのMICE誘致に取り組み、市内経済波及効果を高める。

➤ 持続可能な観光・MICEへの取組み ～国際的な観光・MICE都市を目指して～

- ・ 近年、地域の歴史や伝統文化、自然環境に配慮しながら、観光による地域経済の活性化につなげる持続可能（サステナブル）な観光地域づくりが求められている。
- ・ 九州のゲートウェイ都市としての特性やこれまで受け継がれてきた地域資源等を活かした観光・MICE振興を推進し、世界共通の目標であるSDGsや市民生活の質の向上に貢献するとともに、都市のプレゼンス向上を図る。

今後実施する取組みの方向性

(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化



グローバル都市としてのゲートウェイ機能を高めるため、MICE施設の機能強化のほか、来訪者の利便性向上、回遊の円滑化などによる都市機能の強化に取り組むとともに、福岡市への幅広い誘客と九州周遊観光の促進により九州経済の活性化に貢献する。

【1-1 観光・MICE施設をはじめとする都市機能強化】・・・条例第9条／MICEの振興

- MICE施設などの都市機能の強化
- 観光・MICE施設などにおける利便性向上・おもてなし空間の創出

【1-2 新たな誘客の開拓】・・・条例第8条／観光資源の魅力の増進等

- 多様な国・地域からの誘客促進
- 多様なライフスタイルにあわせた需要開拓

【1-3 市発着の九州周遊観光の推進】・・・条例第8条／観光資源の魅力の増進等

- 九州周遊観光の推進
- 国内観光客へのアプローチ強化

今後実施する取組みの方向性

(2) MICE都市としてのプレゼンス向上

福岡市の強みであるMICEにより地域経済の活性化を図るとともに、質の高いMICE誘致や受入環境のさらなる充実、SDGsへの貢献などに取り組むことにより、国際観光・MICE都市としての目的地になることを目指し、都市のプレゼンス向上を図る。



【2-1 MICE誘致強化とビジネス機会の創出】・・・条例第9条／MICEの振興

- 経済の活性化に向けたMICE誘致
- 新たなビジネス機会の創出
- 質の高いMICE誘致

【2-2 MICEにおける受入環境の充実】・・・条例第7条／受入環境の整備

- 大型MICE等に向けた受入環境の充実

【2-3 SDGsへの貢献と都市競争力の向上】・・・条例第7条／受入環境の整備

- 観光・MICEにおけるSDGsの推進
- 多様性に配慮した観光・MICEの推進

今後実施する取組みの方向性

(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進



自然や歴史、伝統文化など、これまで受け継がれてきた地域資源等を観光資源に磨き上げ、デジタル技術等を活用し、観光コンテンツの充実を図るなど、地域の魅力向上や回遊促進に取り組む。

また、観光産業の振興や豊かな市民生活につながるバランスのとれた観光・MICEの取組みにより、来訪者の満足度を高めるだけでなく、市民生活の向上を図る持続可能な観光振興を推進する。

【3-1 地域資源等を活用した観光振興】・・・条例第8条／観光資源の魅力の増進等

- 歴史や伝統文化を活かした観光の推進
- 自然など地域資源を活かした観光振興
- 文化・芸術を活用した観光振興
- 食の魅力発信

【3-2 持続可能な観光産業の形成】・・・条例第6条・第10条／観光産業の振興・持続可能な観光の振興

- 宿泊業をはじめとした観光産業の生産性向上
- 観光振興による地域の活性化

【3-3 観光と市民生活の調和】・・・条例第10条／持続可能な観光の振興

- 観光客と市民生活の調和促進
- 市民・事業者の理解促進

今後の宿泊税充当事業（行政需要）の事業規模イメージ

◇ 宿泊税を充当すべき事業

宿泊税については、福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てることとされており、また、行政需要の増加に対し、安定的な財源を確保する観点から導入された経緯を踏まえ、これまで取り組んできた既存事業へ単純に充当するのではなく、下記の事業へ充当している。

- 新規事業
- 既存事業の拡充
- 新規事業又は拡充した既存事業の継続
- その他、予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業

◇ 宿泊税充当事業（行政需要）の試算

上記を踏まえ、今後、福岡市が宿泊税を活用して実施すべき事業費について、次のとおり試算を行った。なお、当該事業費は、現に実施している事業の実績や今後の見通しを踏まえて試算したものであり、今後新たな行政需要が生じるなど、事業費が変動することも想定される。

事業実施にあたっては、観光・MICEを取り巻く状況や税収見込みに応じて、各年度の予算編成時に検討していくことになる。

今後の宿泊税充当事業（行政需要）の事業規模イメージ

実施事業	平年の事業費
(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 九州広域連携による誘客 福岡型ワーケーションの推進 高付加価値旅行の推進による誘客 	約9億円/年
<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行等による都市圏周遊の推進 国内を代表するMICE拠点の形成 デジタルマーケティングを活用した回遊分析 など 	
(2) MICE都市としてのプレゼンス向上 <ul style="list-style-type: none"> ポストコロナMICE誘致強化・支援 	約2億円/年
<ul style="list-style-type: none"> 国際大会にあわせた受入環境の充実 など 	
(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進 <ul style="list-style-type: none"> 博多旧市街プロジェクト 福岡城における観光振興 宿泊事業者受入環境充実の支援 商店街における地域観光連携 観光産業の活性化に向けた推進体制強化 都心部のリバーフロントを活かした賑わい創出 	約27億円/年
<ul style="list-style-type: none"> Fukuoka East & West Coast プロジェクト 鴻臚館整備・活用 観光地におけるマナー啓発・受入環境改善 博物館リニューアル 海づり公園を活用した北崎地区活性化 	など
(4) 宿泊税の賦課徴収に要する経費	約1億円/年
合計	約39億円/年

制度設計時の考え方

項目	要件	考え方
課税客体 (課税標準) (納税義務者)	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設	課税客体を宿泊行為とした場合には、ホテル等と民泊に違いはないため、ホテル等のほか、民泊(いわゆる違法民泊を含む。)にも課税することが適当。
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。)	・宿泊税導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特別徴収を実施しており、徴収方法は特別徴収とする。 ・申告期限は宿泊税導入先行自治体と同様に毎月末日までに前月分を申告納入(一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入)することが適当。
特別徴収義務者	・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	
税率(税額) ※	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満・・200円 ※市150円、県50円 2万円以上・・500円 ※市450円、県50円 福岡市税収規模: 18億円程度	・今後必要となる観光振興策の事業規模を勘案し、一定の税収を確保しつつ、比較的分かりやすかつ宿泊料金の多寡を税率に反映することができる2段階の税率を採用する。 ・税率は同じ基礎自治体である京都市、金沢市の税率を踏まえ、左記の税率が適当。
免税点	なし	宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることが望ましく、また、特別徴収義務者(宿泊事業者等)の事務負担等を考慮して、免税点・課税免除は、設けないこととするのが適当。
課税免除	設けない	
入湯税	宿泊1人1泊 50円(現行150円から減額) 日帰り 50円(改正なし)	宿泊税の創設に伴う、納税義務者の二重の負担について、軽減を図るため、左記の税率とすることが適当。

※税率について、福岡県との役割分担を整理し、200円の場合は市150円、県50円、500円の場合は市450円、県50円と整理したもの。

宿泊税制度の導入に向けた取組

対象者	取り組み内容																		
<p>特別徴収義務者 向け</p>	<p>○事業者説明会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税条例可決後、関係団体及び宿泊事業者向けの説明会を開催。(計10回、延べ372人参加) ・説明会での質問や配布資料等について市ホームページに掲示。 ・特別徴収の手引きの他、フロントでの外国人説明用資料や広報ツールを事前に提供した。 <div data-bbox="446 429 871 743"> <p>Overview of the Accommodation Tax (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Taxpayers People who stay overnight at inns, hotels, lodging houses or facilities related to private lodging businesses. ● Tax Rate The tax rate per person per night is as follows. <table border="1" data-bbox="475 572 832 696"> <thead> <tr> <th colspan="2">Tax Rate</th> <th colspan="2">Breakdown</th> </tr> <tr> <th>Accommodation fee</th> <th>Tax Rate</th> <th>City Tax</th> <th>Prefectural Tax</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Under ¥20,000</td> <td>¥200</td> <td>¥150</td> <td>¥50</td> </tr> <tr> <td>¥20,000 and over</td> <td>¥500</td> <td>¥450</td> <td>¥50</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*If staying without accommodation fees, no Accommodation Tax is charged. *Pay the combined amount of city and prefectural taxes.</small></p> </div>	Tax Rate		Breakdown		Accommodation fee	Tax Rate	City Tax	Prefectural Tax	Under ¥20,000	¥200	¥150	¥50	¥20,000 and over	¥500	¥450	¥50	<p>○事業者説明会等を実施</p> <div data-bbox="884 429 1309 743"> <p>Overview of the Accommodation Tax (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● How is the accommodation tax collected? The Accommodation Tax is collected through special collection.  <p><small>*Prefectural Accommodation Tax collected within Fukuoka City will be collected and paid together with the City Accommodation Tax in line with the Local Tax Act</small></p> </div>	<p>※4か国語対応 (英語・中国語(簡体字)・韓国語版)</p>
Tax Rate		Breakdown																	
Accommodation fee	Tax Rate	City Tax	Prefectural Tax																
Under ¥20,000	¥200	¥150	¥50																
¥20,000 and over	¥500	¥450	¥50																
<p>納税義務者 向け</p>	<p>○広報・PRを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税について、市政だよりや市ホームページ・観光情報サイト「よかなび」等により市民・観光客への周知を実施。 ・地下鉄駅構内など交通結節点でのポスター広報や来福前の周知としてWeb広告を用いたPR等を実施。 ・海外からの宿泊者に対する周知用として、11か国語対応のポスター・リーフレット等の作成。 <p>(英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ベトナム語、アラビア語、ネパール語)</p> <div data-bbox="475 1036 687 1325">  <p>※フランス語版ポスター</p> </div> <div data-bbox="749 1036 1147 1325">  <p>※ベトナム・ネパール・アラビア語 リーフレット (市ホームページにて公開)</p> </div>																		

宿泊税制度導入後の状況

項目	現状
税率(税額)	<ul style="list-style-type: none"> ・税金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年度は当初予算から大幅に落ち込んだが、同感染症の影響の収束に伴い回復傾向にあり、引き続き、その推移を注視する必要がある。 ・税率区分のそれぞれの割合については、制度設計時に推計したもの(2万円以上の宿泊が1.03%)と同様の結果となっており、垂直的公平性が一定程度確保されている。 ○税金について <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度(決算) 6.9億円 令和3年度(決算) 11.1億円 令和4年度(最終予算) 16.6億円 令和5年度(当初予算) 18.6億円
免税点	<ul style="list-style-type: none"> ・制度設計時において懸念された民泊等を含む特別徴収義務者の適正申告について、納入申告書の提出率は、一定の水準を確保している。 ○納入申告書提出率 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 (97.9%) 令和3年度 (98.2%) ※申告書が提出されない者は、営業実態がないことを現地調査等により確認。
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、課税の公平性および特別徴収義務者の事務負担の観点から課税免除は設けていない。 なお、修学旅行等にあたっては、受入れを促進するため、一部経費の支援などを行っている。 ○令和4年度 修学旅行・バスツアー等による周遊観光の推進 78,358千円